



持続化給付金「申請サポートキャラバン隊」派遣のお知らせ

持続化給付金とは、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金（法人上限200万円、個人事業者上限100万円）を支給する制度です。

この制度の対象者は、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者です。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

申請サポートキャラバン隊は、御自身で電子申請を行うことが困難な方に限定して補助員が電子申請の入力サポートを行います。利用する際は、予約が必要です。

●日 時 7月25日（土）～7月29日（水） ※25日（土）・26日（日）も開催
9:00～17:00（最終受付16:00）

※最終日のみ15:00（最終受付14:00）まで

●場 所 大子町商工会館 2階 会議室（池田2732-3）

●事前予約

▽開催期間前 大子町商工会 TEL72-0191（平日9:00～17:00）

▽開催期間中 TEL080-4454-4544（9:00～17:00）

※申請サポート中はつながりにくい場合があります。

問合せ 大子町商工会 TEL72-0191

特別定額給付金申請のお知らせ

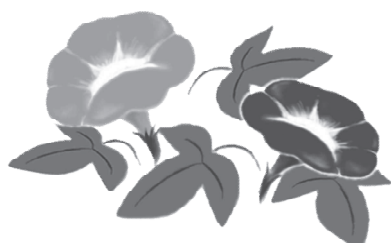
特別定額給付金の受付は、8月17日が締切りです。申請していない方は、お早めに申請をお願いします。

申請の際には、申請書、申請者本人確認書類の写し（運転免許証のコピー等）及び振込先金融機関口座確認書類の写し（通帳のコピー等）の添付をお願いします。

なお、大子町では、郵送による申請を推奨しています。

問合せ 福祉課給付金対策室

TEL72-1140



水道料金の一部を減免します

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、水道料金のうち【基本料金】を減免します。

新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、食中毒予防においても「手洗い」と「うがい」は有効な手段です。きれいな水道水で手指をよく洗いましょう！

●対 象

令和2年7月（又は8月）に検針する水道料金の2か月分

●減免金額

基本料金相当額を減免します。

「メーター使用料」「基本水量を超えた超過料金」は、今までどおりお支払いください。

問合せ 水道課 TEL72-2221

大子町総合計画策定に係る「まちづくりワークショップ」の開催について

大子町では、「第6次大子町総合計画」の策定を進めています。

この計画に町民の皆さんの意見を反映するため「まちづくりワークショップ」を開催します。将来のまちづくりについて一緒に考えてみませんか。ぜひ御参加ください。

- 日 時 7月18日(土) 14:00～16:00
- 場 所 文化福社会館「まいん」 観光交流ホール
- 対 象 者 大子町在住で高校生以上の方
- 公募人数 30人
- 申 込 み 電話又はメールにて、7月16日(木)までにまちづくり課(担当:鈴木)へお申し込みください。
※申込みの際は、氏名、住所、生年月日及び電話番号をお伝えください。

申込み・問合せ まちづくり課 TEL 72-1131 E-mail: machi@town.daigo.lg.jp

熱中症に注意しましょう

熱中症は、気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対する油断なども要因となって起こります。また、夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。

熱中症の主な症状としては、めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気などがあります。重症化すると意識障害やけいれんを起こすことがあります。

熱中症はきちんとした対策をとれば防ぐことができますので、予防に努めてください。

●「新しい生活様式」における熱中症予防のポイント(厚生労働省ホームページより)

- ・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合は、マスクを外す。
- ・マスク着用時は強い負荷の作業や運動は避ける。
- ・体温測定、健康チェックを行い、体調が悪くなったときは無理せず自宅で静養する(急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際は特に注意が必要)。

●熱中症の予防法

▽暑さを避ける

- ・室内の温度や湿度をこまめに確認し、扇風機やエアコンを利用する。
- ・涼しい服装を心掛け、外出の際は日傘や帽子を活用する。
- ・外出の際は天気予報などを参考に、暑い日や時間帯を避けて活動する。

▽こまめに水分補給をする

- ・喉が渇く前に、こまめに水分補給をする。
- ・激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給する。

▽暑さに備えた体づくりをする

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を心掛け、身体が暑さに慣れるようにする。

●熱中症になったときの処置

▽意識がある、反応が正常なとき

- ・涼しい所に避難し、衣服をゆるめ体を冷やす。
- ・水分や塩分を補給する(自力で水分補給ができない場合や症状が改善しない場合は医療機関を受診する)。

▽意識がない、反応がおかしい、けいれんがある等のとき

- ・救急車を呼ぶ。
- ・涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす。

問合せ 消防本部 TEL 72-0119 健康増進課 TEL 72-6611

「新しい生活様式」を日常に取り入れましょう

厚生労働省から、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表されています。実践例を御紹介しますので、日常生活に取り入れ、引き続き感染症の予防に努めましょう。

●買い物

- ・1人又は少人数で空いた時間に行く。
- ・計画を立てて、素早く済ませる。
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめにする。
- ・レジに並ぶときは、前後にスペースをとる。
- ・電子決済も利用する。
- ・通販も利用する。

●食事

- ・対面ではなく横並びに座る。
- ・料理に集中して、おしゃべりは控えめにする。
- ・大皿は避けて、料理は個々にする。
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。
- ・持ち帰りや出前も活用する。

●スポーツ

- ・公園は空いた時間に場所を選んで利用する。
- ・ジョギングは少人数で行う。
- ・すれ違うときは距離をとる。

●公共交通機関の利用

- ・会話は控えめにする。
- ・混んでいる時間帯は避ける。
- ・徒歩や自転車の利用も考えてみる。

●冠婚葬祭

- ・大人数での会食は避ける。
- ・発熱や風邪の症状がある場合には参加を避ける。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

食中毒を予防しましょう

食中毒は、細菌やウイルスに汚染された飲食物や、フグの肝、毒キノコなどの有害物を飲んだり食べたりすることによって起こります。主に腹痛、下痢、嘔吐といった症状が現れ、原因によっては麻痺などの神経症状が出ることもあります。時には生命にかかわることもあり、注意が必要です。

食中毒予防のため、食中毒の原因菌・ウイルスを

- ①食品や調理器具、手指などにつけない
- ②冷蔵庫などで食品をしっかり保存して増やさない
- ③食品の加熱や調理器具の殺菌を徹底してやっつける

この三原則を守り、毎日の生活の中で予防を心掛けましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

大子町水田防除協議会からのお知らせ

大子町水田防除協議会では、ラジコンヘリコプターによる水稻病虫害防除を実施する予定です。早朝からの実施となりますが、御理解と御協力をお願いします。

●日時 8月4日(火)～8月5日(水)
5:00～11:00

●その他

- ・天候等により日程が変更になる場合があります。
- ・対象地区の皆さんには連絡班長を通して改めてお知らせします。

問合せ 大子町水田防除協議会
(JA 常陸大子営農センター内)
TEL 72-1191

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※この制度は、税額を減免する制度ではありません。

●対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問いません。）

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人・法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く。）が対象です。

既に納期限が過ぎている未納の税については申請期限（6月30日）を経過しましたが、遡って対象となる場合がありますので御相談ください。

●申請手続等

各税の納期限までに申請が必要です。審査の結果、許可通知書又は不許可通知書を送付します。

感染防止のため郵送申請を御利用ください。申請書は、電話で請求又は町ホームページからダウンロードしてください。窓口での申請は、事前にお問い合わせください。

申請書のほか、収入、現金及び預金の状況が分かる資料の提出が必要です。提出が難しい場合は御相談ください。

問合せ 税務課収納対策室 Tel 72-1116

新型コロナウイルス感染症拡大防止 のための町税等の納付方法について

大子町では、町税をスマートフォン決済やインターネットによるクレジット決済、口座振替、eL T A X（エルタックス）で納税することができます。

窓口での混雑を緩和し新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、御自宅等で納税が可能なこれらの方法をできるだけ御利用するようお願いします。

なお、大子町ホームページの新型コロナウイルス感染症関連情報「新型コロナウイルス感染症について」から内容を確認することができます。

問合せ 税務課収納対策室
Tel 72-1116

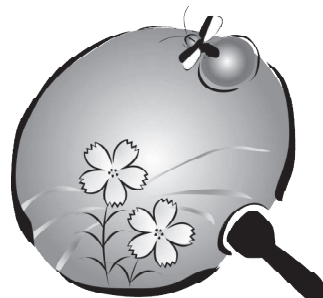
令和2年度 地籍調査を実施します

令和2年度の地籍調査対象地区は大字外大野の一部（字 月ノ内、重藤、五本木、寄藤、堂ノ入、堂下、高藪）です。

現地調査は7月中旬から実施しますので、該当地区及び隣接地区の皆さんの御理解と御協力をお願いします。

なお、不明な点は農林課林政担当へお問い合わせください。

問合せ 農林課林政担当
Tel 76-8110



ペットの飼養について

県内では、犬の放し飼い等により人に危害を及ぼす事案が依然として発生していることに加え、毎日、迷子の犬が保護されています。また、無責任な餌やりは犬・猫の居つきやみだりな繁殖等の原因となり動物を不幸にしまいます。動物の愛護と適正な飼養を行いましょう。

●平成31年4月1日から、犬の放し飼いの罰金が上がりました。

5万円以下の罰金又は科料 → 30万円以下の罰金

犬の放し飼いによるかみつき事故は、命に関わる重大事故になりかねません。

放し飼いは絶対にやめましょう。

※犬を飼っている方には、犬の登録と飼い犬に狂犬病の予防注射（毎年1回）を受けさせることが義務付けられています。

※犬の散歩は引き綱をつけ、糞の始末は必ず行いましょう。

※猫の飼育は室内で行い、家から出さないようにしましょう。

※愛犬・愛猫の避妊去勢手術を行い、無計画な繁殖にならないようにしましょう。

※野良猫への餌やりは、やめましょう。餌を与えればあなたの猫です。

問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

特定健診を受けた方へ 結果説明会のお知らせ

今年度、特定健診を受けた方の結果で、将来動脈硬化を招くと予測される方を対象に結果説明会を実施します。

対象となった方には、結果説明会の通知と特定保健指導利用券をお送りします。ぜひ、御参加ください。生活習慣を改善するための特定保健指導を実施します。自分の健診結果を知り、生活習慣を見直しましょう。

●特定保健指導とは？

特定保健指導は、特定健診の結果から、生活習慣病の発症の危険性があり、食生活の改善や運動の実施など生活習慣を改善することにより、生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、支援を行うものです。

●特定健診や特定保健指導を受けないと？

特定健診や特定保健指導を受けずに、生活習慣病の前兆に気付かないまま重い病気を発症してしまうと、医療費が家計を圧迫するだけでなく、日常生活に支障が生じ、収入が落ち込むおそれがあります。また、こうした病気にかかる国保加入者が増えると、医療費全体が増加し、国保税の引き上げが余儀なくされる場合もあります。御自分の健康のためにも、いつまでも安心して医療を受けるためにも、年に一度は特定健診を受け、対象になった方は特定保健指導を利用しましょう。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

大子町の「道標（石造物）」の調査に参加しませんか

大子町には、59基の道標（石造物）があります。道標は、人や物の移動、地域とのつながりを示すものです。

「大子郷土史の会」では、道標の拓本をとり、本づくりを進めています。

6月14日（日）に、高田、生手内、池田の道標を調査しました。

これからの予定は、7月15日（水）、7月26日（日）、8月19日（水）、8月30日（日）、9月16日（水）、9月27日（日）です。

全ての道標を地図に落とし、人々の歩いた道を考えたいと思います。皆さんの参加をお待ちしています。また、道標についての情報をお寄せください。

参加を希望する方は、以上の月日の午前10時に、中央公民館駐車場にお集まりください。

問合せ 「大子郷土史の会」事務局 TEL 72-0101（金子^{かねこ} 輝^{あきら}）

生活自立相談窓口

仕事や生活などにお困りの方向けに予約制の巡回相談を行っています。一人で抱え込まずにお気軽に御相談ください。専門の相談員と一緒に考え解決のお手伝いをします。

御家族や周りの方からの相談でも結構です。相談内容は、一切漏らしません。

- 日 時 7月22日(水) 10:00~15:00 (要予約) 1階高齢者活動室
8月26日(水) 10:00~15:00 (要予約) 1階高齢者活動室
9月23日(水) 10:00~15:00 (要予約) 1階高齢者活動室
- 場 所 文化福祉会館「まいん」
- 相談員 県北県民センター相談支援員
- 相談料 無 料
- 申込み 予約制ですので、相談日の前日までに、県北県民センター地域福祉室又は大子町役場福祉課へお申し込みください。随時相談を受け付けていますので、相談日に都合の悪い方は県北県民センター地域福祉室へお気軽に御連絡ください。

問合せ 県北県民センター地域福祉室 Tel 0294-80-3320
大子町役場福祉課社会福祉担当 Tel 72-1117

Dカフェ (認知症カフェ)

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症カフェは、セルフサービスでお茶を飲みながら、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日 時 7月19日(日) 13:30~15:00 (受付13:15~)
- 場 所 大子フロント(旧森山写真館)
- テ ー マ ワークショップ「身近な素材を使って写真をアレンジしよう！」
- 講 師 地域おこし協力隊 飯田萌美 先生
- 参加費 500円(当日徴収します。)
- 持ち物 好きな景色、風景、家族の写真を御持参ください。
- 申込み 不 要
- 主 催 でくあす大子(協賛：地域包括支援センター)
- その他 当日は感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。また、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、御了承ください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 72-1175

司法書士による無料法律相談会

相続・借金・不動産のトラブルなどを、くらしの法律家である司法書士に相談してみませんか。お気軽に御相談ください。

- 日 時 8月4日(火)
9:30~11:30
※相談は1件当たり40分です。
- 場 所 役場会議室
※個別に御案内します。
- 定 員 3人(要予約・先着順)
- 申込み 7月21日(火)から7月30日(木)までに観光商工課へお申し込みください。

問合せ 観光商工課 Tel 72-1138

司法書士の日記念 相続無料電話相談会

茨城司法書士会では、今年も司法書士の日を記念して、電話による無料相談会を実施します。

- 日 時 8月3日(月)
10:00~15:00
- 相談電話 029-212-4500
又は029-212-4515
- 相談内容 相続登記、遺産分割協議など相続に関する相談

問合せ 茨城司法書士会
Tel 029-225-0111

IP電話に関する電話勧誘トラブル

「今の固定電話（電話番号）が使えなくなる。」「今の契約が既に解約されている。」「固定電話の利用継続には手続（切替工事）が必要だ。」「電話料金が安くなる。」などといった勧誘文句に注意しましょう。現在使用中の電話機や電話番号が使えなくなることはありません。利用を継続するための新たな手続や工事也不要です。

安くなると思って契約したのに安くならなかったという相談も多くあります。契約する際は、価格だけで判断するのではなく、自分の利用環境や必要性を十分に検討しましょう。

また、契約は口頭でも成立してしまいます。契約したつもりはないのに、契約書面が届いてしまったということもありますので御注意ください。

少しでも不安に感じたら、お早めに大子町消費生活センターへ御相談ください。

●トラブル防止のポイント

- ・すぐに契約しない。
- ・あいまいな返事をしない。不要な勧誘はきっぱりと断る。
- ・会社名などの相手の情報を確認する。
- ・相手に安易に情報を提供しない。
- ・家族や公的機関などに相談する。

問合せ 大子町消費生活センター Tel 7 2 - 1 1 2 4

7月は社会を明るくする運動強調月間です ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。地域の連帯や家族のきずなを一層深め、安心して暮らせる明るい社会づくりに努めましょう。

●行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

●重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
- ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
- ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- ④犯罪をした高齢者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること。
- ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること。

に関係機関・団体との連携をもとに取り組むことを重点事項とします。

問合せ 福祉課社会福祉担当 Tel 7 2 - 1 1 1 7

物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽に御相談ください。

●日 時 7月16日（木）13：00～16：00

●担当者 地域包括支援センター職員

●場 所 保健センター相談室

●申込み 7月15日（水）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。

問合せ 地域包括支援センター Tel 7 2 - 1 1 7 5

「こどもはやし教室」参加者募集

文化庁支援事業として「こどもはやし教室」を開催しますので、町内の小学生・中学生の参加を募集します。「はやし」を習うことでお祭りのときに囃子方として参加でき、お祭りがより一層楽しめます。また、伝統芸能に触れることで、日本文化に興味・関心が芽生えます。

- 日 時 8月7日から毎週金曜日 19:00～20:30
これは原則であり、開催日につきましては、後日連絡します。
- 場 所 池田中地区集会所
- 費 用 無 料
- 傷害保険 参加する子どものために開催者にてスポーツ安全保険に加入し教室開催時のケガなどに備えます。
- 参加人数 15人程度
- 諸 注 意 教室会場までの送り迎えは保護者の皆さんにお願いします。
昨今の新型コロナウイルス感染対策として、教室の換気等に留意して開催します。
また、体調が優れない子どもは無理をせず休ませてください。
- 申込み先 池田中囃子保存会 会長 石井良二
TEL090-1112-2262 TEL0295-72-1631
参加するお子さんの氏名・学校名・学年・保護者氏名・住所・電話（連絡先）が必要です。

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL72-1148

大子町原子力災害広域避難計画を策定しました

●原子力災害とは…

原子力施設で発生した事故等により、放射線や放射性物質が環境中へと放出され、被ばく（放射線を身体に浴びてしまうこと）をもたらす災害のことを言います。

大子町は、町内の一部地区において、日本原子力発電（株）東海第二発電所から30km（UPZ）圏内に位置しています。万が一、発電施設において重大事故等により原子力災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に備えて、町では、「大子町地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、住民避難等の対応が円滑かつ迅速に行えるよう「大子町原子力災害広域避難計画」を策定しました。

また、避難対象地区の住民に対し、原子力災害発生時の基本的行動や避難所等を周知するため、「大子町原子力災害広域避難ガイド」を作成し、町内全戸に配布をしました。

対象地区の皆さんだけでなく、町全体が原子力災害について少しずつ理解できるよう、情報を掲載していきますので、御一読をお願いします。

計画については、大子町ホームページを見るか、大子町役場総務課へお問い合わせください。なお、スマートフォンなどから、右のQRコードを読み取ると、閲覧することができます。



問合せ 総務課総務担当 TEL72-1114

農業用使用済みプラスチックの回収及び処理費用について

例年3月に実施している農業用使用済みプラスチックの回収及び処理の費用について、今年度から次のとおり変更となります。御理解、御協力のほどよろしくお願いします。

(消費税込み)

	変更後	変更前	増減額
農業用ビニール排出農家負担金	44 円/kg	2.04 円/kg	41.96 円/kg増
農業用ビニール回収費用	11 円/kg	7.7 円/kg	3.3 円/kg増
農業用ポリエチレン回収費用	12.43 円/kg	8.8 円/kg	3.63 円/kg増
農業用ポリエチレン処理費	50.27 円/kg	23.1 円/kg	27.17 円/kg増

●増額の要因

- ①農ビ回収量の減少等による事業収入の大幅減少
- ②農ビ中間処理により排出される洗浄残土や農ビの劣化品等残渣処分費の急激な値上がり
- ③農ポリ処分処理経費における最終処分場の料金値上げ等
- ④農ビ・農ポリの回収について、人件費の値上がり等

問合せ 農林課農政担当 Tel 7 2 - 1 1 2 8

令和2年度茨城県警察官採用試験（第2回）案内

●受験資格

▽男性警察官A、女性警察官A（大学卒業程度）

昭和62年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方若しくは令和3年3月31日までに卒業見込みの方又は人事委員会がこれと同等と認める方

▽男性警察官B、女性警察官B（A区分以外）

昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、警察官Aの受験資格（学歴区分）に該当しない方

●受付期間 7月1日（水）9：00～8月20日（木）17：00

●第1次試験 教養、論文試験：9月20日（日）

●第2次試験

身体検査、体力試験、適正検査：10月10日（土）、10月11日（日）のいずれか1日

集団討論、個別面接：11月9日（月）～11月13日（金）のいずれか1日

●受験申込み

スマートフォン、パソコン又はタブレット端末からお申し込みください。詳しくは、茨城県警察採用案内ホームページを御確認ください。また、申込みをする方は、事前に大子警察署まで御連絡ください。

問合せ 大子警察署警務課採用係 Tel 7 2 - 0 1 1 0

医療法人博仁会 志村大宮病院

【診療時間】 ※完全予約制

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00～ 11:30	○	△	○	○	○	△
午後 14:00～ 17:00	△	○	△	14:00 14:30 2枠	△	○ 第4 のみ

茨城県指定 認知症疾患医療センター

最近物忘れが気になる、ご高齢のご家族の様子が気になる等の理由で、病院受診をご検討の方、また、認知症に関するお悩みや心配事がある方はお気軽にご相談ください。

TEL 0295-58-8020

開設日時 月曜～金曜 第4土曜日 9:00～17:00

(一社) いばらき出会いサポートセンター登録会員募集

いばらき出会いサポートセンターでは、会員登録制によるパートナー探しの支援や、ふれあいパーティーの開催、マリッジサポーターによる出会いの相談・仲介など、様々な形の出会いの場を提供しています。開設から約10年で、成婚数は2,000組を超え、着実に実績をあげています。

町では、「いばらき出会いサポートセンター」に町民の方が入会した場合に、入会登録料11,000円(3年間有効)を初年度に限り助成しますので、どうぞ積極的に御活用ください。

問合せ

＜入会方法について＞ (一社) いばらき出会いサポートセンター 水戸センター
Tel 029-224-8888
(9:30~17:30 ※水・木曜日は11:00~19:00)
URL <http://www.ibccnet.com>
＜助成金の申請先＞ 大子町役場まちづくり課 Tel 72-1131

おさがりバザール開催について

大子町子育て支援センターでは、捨てるにはもったいない不要になった子ども服、育児グッズ、おもちゃ、マタニティグッズなどをお預かりし「あげたり もらったり」の活動「おさがりバザール」を行っています。

●おさがり品のお預かりについて

▽お預かり期間

7月1日(水)~7月21日(火)

▽集めているもの

・子ども服(ベビー服~160cm) ・スタイ、帽子などの小物
・マタニティグッズ ・おもちゃ ・ベビー用品 など

▽回収できないもの

・穴、汚れが酷いもの ・破損しているもの ・ぬいぐるみ など

▽お預かりにの注意事項

・トラブルを避けるため、一度お預かりした品物は基本的にはお返しできません。
・品物は名前を消してお持ち下さい。

●おさがりバザール概要

▽日 時 7月17日(金) 11:00~17:00

7月18日(土) 9:00~15:00

7月20日(月) 9:00~17:00

7月21日(火) 9:00~13:00

▽場 所 第3子育て支援室(文化福祉会館「まいん」 2階)

●そ の 他

▽新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、次の御協力のもと御利用ください。

- ・人数制限(約10人ずつ)
- ・受付時に氏名、緊急連絡先の記入
- ・マスクの着用
- ・入室の際に検温、手指先の消毒
- ・できるだけ、一家庭少人数でお越しください

▽今後の状況により、中止となる場合があります。ご了承ください。

問合せ 大子町社会福祉協議会 子育て支援センター Tel 72-1120

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度とは、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。中小企業退職金共済制度を利用すれば、「安全・確実・有利」で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

●制度の目的

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

●制度のしくみ

事業主が中小企業退職金共済と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中小企業退職金共済から退職金が直接支払われます。

問合せ 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部
TEL 03-6907-1234

図書館「プチ・ソフィア」

無料で本・雑誌の貸出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

●新しく入った本

▽一般書

「老〜い、どん！70〜90代 あなたにも『ヨタヘロ期』がやってくる」樋口恵子著
「人は、なぜ他人を許せないのか？」中野信子著
「syunkonカフェごはん7」山本ゆり著
「歩くだけでウイルス感染に勝てる！」長尾和宏著
「誰も気づかなかった」長田弘著
「カケラ」湊かなえ著
「私の考え」三浦瑠麗著

▽児童書

「さらにざんねないきもの事典 おもしろい！進化のふしぎ」今泉忠明監修
「まちがいなく名探偵」杉山亮作
「もりのかばんやさん」ふくざわゆみこ作

ホームページで蔵書が検索できます (<http://www.lib-eye.net/daigo/>)。

問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123

企画展2 戦争と茨城 ―茨城郷土部隊史料保存会所蔵史料から―

戦後、半世紀以上史料の収集、保管に努めてきた茨城郷土部隊史料保存会の貴重な資料を中心に、明治以降日本が経験してきた近代戦争約70年の歴史を紹介します。

(同時開催 体験プログラム 昔のくらし)

●開催日 7月18日(土)から9月22日(火・祝)まで

●休館日 月曜日(祝日の場合はその翌日)

●開館時間 9:30~17:00(入場は16:30まで)

●入館料 一般350円 大学生180円 満70歳以上170円
(9月15日(火)から9月21日(月)までは、満70歳以上の方入館無料)

問合せ 茨城県立歴史館 TEL 029-225-4425

令和2年度茨城県エコレシピコンテスト

県では、家庭での地球温暖化対策を促進するため、昨年度から「エコレシピコンテスト」を実施しています。

県民の皆さんから、省エネけどおいしく頂ける工夫を取り入れた「エコレシピ」を募集し、入賞作品をレシピカードにして県内のスーパー（(株)カスミ、イオングループ、いばらきコープ生活協同組合等 170店舗（予定））の売場に設置するなどして広報予定です。

- 対象 学生の部…県内に居住又は通学する学生の方（高校生以上）
一般の部…「学生の部」の対象外の方で、県内に居住又は通勤する方
- 参加費 無 料
- 申込み 10月4日（日）までに、ホームページ（<https://www.eco-recipe.jp/>）の応募フォームから、又は令和2年度茨城県エコレシピコンテスト事務局宛てに応募票を郵送でお申し込みください。

問合せ 茨城県環境政策課 Tel 029-301-2939
環境保全茨城県民会議 Tel 029-301-6118

浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、定期検査（①法定検査）と定期的な維持管理（②保守点検、③清掃）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。浄化槽を正しく使うよう皆さんの御協力をお願いします。
※定期検査（①法定検査）未受検者には県から指導文書が送付されます。

- 法定検査
 - ・実施機関 公益社団法人茨城県水質保全協会（県指定検査機関）
 - ・実施回数 毎年1回 ※初回検査は使用開始から3～8か月以内
 - ・内 容 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているか外観・水質・書類を検査します。
- 保守点検
 - ・実施機関 県に登録している保守点検業者
 - ・実施回数 年3～4回 ※10人槽以下の家庭用浄化槽の場合
 - ・内 容 浄化槽内の機器（送風機など）の点検調査や消毒剤の定期的な補充を行います。
- 清 掃
 - ・実施機関 町の許可を受けた清掃業者
 - ・実施回数 年に1回以上 ※全ぱっ気方式は6か月に1回以上
 - ・内 容 浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。

問合せ
＜浄化槽全般に関すること＞
茨城県県北県民センター環境・保安課 Tel 0294-80-3355
＜浄化槽の廃止などの届出に関すること＞
大子町役場生活環境課 Tel 76-8802
＜法定検査の申込先＞
公益社団法人茨城県水質保全協会検査部 Tel 029-291-4004

